

ご自身の申告書を振り返ってみましょう

税務署から『怪しい』と思われる申告書ではありませんか？

税務署は経理のプロです。業種ごとに原価率、利益率等の数字を把握していて、そのデータに沿わない事業所を怪しいと考えています。「ウチは何年も入っていないから大丈夫」と思って安心していませんか？税務署は気付いていないのではなく、ただ税務署の人員が足りなかったからかもしれません。決算が終わった今、もう一度ご自身の申告書を見直してみましょう。

① 家事按分はされていますか？

ご自宅を事務所兼用として使っている、自家用車を仕事で使っているという方は多いと思います。しかし全額が経費として認められるわけではありません。事業用として使っている部分を必要経費へ計上して、個人的に消費している部分は除外する！これが「家事按分」です。ただやみくもに按分するのではなく、家賃や光熱費など家事関連費を、どの程度必要経費にしたらよいかを、仕事場の使用面積や使用時間などで、きちんと税務署に説明できるということが大切になります。

～按分して残ったお金でご家族が生活できますか？～

適正な按分か見分けるポイントの1つは、経費からひいた生活費で、ご家族が生活できるかという事です。

4人家族 8月の電気代 8,000円 50%が必要経費



↓
一般的な4人家族の夏場の電気代として4,000円は安すぎる

↓
家事按分が適正でない といった具合です。

② 経費の計上は適正ですか？

よくある間違い	正しい税務上の取扱
地代家賃に住宅ローンが含まれている	住宅ローンは経費にはなりません。事務所兼住宅などの場合、利息部分を利子割引料に含む事ができますが、按分が必要です。
借入金返済額を全額利子割引料に計上している	借りた時収入にならないので、元金は支払っても経費にはなりません。利息部分のみが利子割引料となりますので、返済予定表でご確認下さい。
専従者との食事代や旅行代を福利厚生費にしている	専従者に対する福利厚生は経費として認められません。身内に関する出費を経費に入れるのは、難しいのが実情です。
お客様以外の方との飲食費を接待交際費にしている	直接売上に結びつくというのが接待交際費の原則です。いつかお客様を紹介してくれるかもしれないという付き合い程度の飲食に関しては、認められないケースも多くあります。

この表にあるように、経費と認められない出費は意外と多いものです。このような経費以外の出費とご家族の生活費を合わせた金額が、所得として申告されているかどうかが重要となってきます。300万円の所得に対し300万円の出費であればいいのですが、所得は200万円、出費が300万円なら、その100万円はどこから出てきたのですかと税務署から指摘されます。